

交通安全かわら版

令和4年9月
茨城県警察本部交通総務課

NO. 35

～ 秋の全国交通安全運動の実施 ～

秋の全国交通安全運動

期 間 令和4年9月21日(水)～9月30日(金)

スローガン 反射材 着けると光ると 事故減ると

運動の重点



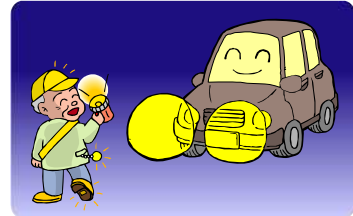
(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

歩行者も交通ルールを守ろう！
反射材を活用しよう！



(2) 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

横断歩道は歩行者優先です
夕暮れ時は早めのライト点灯を！
お酒を飲んだら運転しない、させない！



(3) 自転車の交通ルール遵守の徹底

大人も子供もヘルメットを着用！
自転車にも交通ルールがあります
～自転車安全利用五則～

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

今年も「秋の全国交通安全運動」は、9月21日から9月30日までの10日間実施されます。

県民の皆さん一人ひとりが、交通事故の実態を知り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことが、交通事故の防止につながります。「思いやり」や「ゆずり合い」の意識を忘れずに、交通事故防止にご協力をお願いします。

9月30日(金曜日)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です